



2025/01/27 15:55 現在の情報です。

千葉県浦安市北栄四丁目12番20号
株式会社東部重工業ホールディングス

会社法人等番号	0400-01-125194	
商号	株式会社東部重工業ホールディングス	
本店	千葉県浦安市北栄四丁目12番20号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	令和4年9月22日	
目的	当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. 荷役、運搬機械の製造、設置並びに販売 2. 前号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	1000万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万株	
	発行済株式の総数 50万9992株	令和 4年12月23日変更 令和 4年12月26日登記
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。	
役員に関する事項	取締役 豊永健	
	取締役 豊永健	令和 6年 3月21日重任 令和 6年 4月23日登記
	取締役 吉田達男	
	取締役 吉田達男	令和 6年 3月21日重任 令和 6年 4月23日登記
	取締役 高橋仁	
	取締役 高橋仁	令和 6年 3月21日重任 令和 6年 4月23日登記
	東京都目黒区大岡山一丁目29番4号 代表取締役 豊永健	
	東京都目黒区大岡山一丁目29番4号 代表取締役 豊永健	令和 6年 3月21日重任 令和 6年 4月23日登記
	監査役 小柴克彦	
		監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 令和 4年 9月22日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。